⑸3　存続期間
投資法人の存続期間について記載すること。
⑸4　計算期間
投資法人の計算期間について記載すること。
⑸5　その他
ａ　増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
ｂ　規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
⑸6　利害関係人との取引制限
投資法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
⑸7　投資主・投資法人債権者の権利
投資主総会又は投資法人債権者集会（投資信託及び投資法人に関する法律第139条の10第１項に規定する投資法人債権者集会をいう。）に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、内国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
⑸8　名称、資本金の額及び事業の内容
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
⑸9　運用体制
資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、投資運用の意思決定機構、投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。
⑹0　大株主の状況
有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。
⑹1　役員の状況
有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
⑹2　事業の内容及び営業の概況
資産運用会社が複数の投資法人に係る資産の運用をしている場合には、全ての投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び内国投資証券１単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な投資法人について記載すること。
⑹3　名称、資本金の額及び事業の内容
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
⑹4　関係業務の概要
運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
⑹5　資本関係
届出投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。
⑹6　投資法人の経理状況
ａ　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この様式において「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。
なお、財務諸表及び中間財務諸表のうち、従前において法第５条第５項において準用する同条第１項、第24条第５項において準用する同条第１項又は第24条の５第３項において準用する同条第１項の規定により提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に含まれた財務諸表及び中間財務諸表と同一のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該財務諸表及び中間財務諸表に対する監査報告書によるものとする。
ｂ　以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
ｃ　最近２計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
⑹7　貸借対照表
最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする投資法人について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（⑹8ａ、⑹9及び⑺2において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。⑹8ａ、⑹9及び⑺2において同じ。）も記載すること。
⑹8　損益計算書
ａ　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
ｂ　記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
⑹9　投資主資本等変動計算書
最近計算期間に係る投資主資本等変動計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間投資主資本等変動計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る投資主資本等変動計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
⑺0　金銭の分配に係る計算書
最近計算期間に係る金銭の分配に係る計算書について記載すること。
⑺1　キャッシュ・フロー計算書
最近計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。ただし、⑹7ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて記載すること。
⑺2　注記表
最近計算期間に係る注記表について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。
なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書及びキャッシュ・フロー計算書に関連する注記を記載すること。
⑺3　附属明細表
最近計算期間の附属明細表を示すこと。
⑺4　投資法人の現況
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。